

お客さまへ

株式会社 百五銀行

外国為替取引での外為法令遵守のためのご協力をお願い

日頃は、百五銀行をご利用いただきありがとうございます。

さて、外国為替取引にあたっては、金融機関は「外国為替及び外国貿易法」ならびに関連法令により、経済制裁措置の確実な実施のため、すべてのお客さまの外国送金などのお取引（注）について取引内容の確認義務が課せられております。

（注）日本国内における居住者と非居住者間のお取引も対象となります。

そのため、以下の規制内容に関連しないお取引であることが確認できない場合には、お申込みの受付ができないことがあります。

お取引の際には、確認資料のご提出のお願いや電話などでのお問い合わせをすることがありますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 外国為替取引のお申込みにあたっては、お取引が次の規制に該当しないことをご確認のうえ、その旨をご申告ください。

主な規制対象取引（北朝鮮・イラン・ロシア関連の一部抜粋）

1 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」

(1) 北朝鮮を原産国又は船積地とするすべての貨物の輸入および仲介貿易

- 原産国または船積地が以下の中国の東北3省および特に注意が必要な4都市である貿易取引については原産地証明書などのご提出をお願いします。

省名	LIAONING（遼寧省）、JILIN（吉林省）、HEILONGJIANG（黒竜江省）
都市名	DANDONG（遼寧省丹東市）、DONGGANG（遼寧省東港市） YANJI（吉林省延吉市）、HUNCHUN（吉林省琿春市）

※中国向けのお取引の場合、外国送金依頼書等の提出書類には「省名」および「都市名」を記入願います。

- 次の商品で原産国又は船積地が中国（香港・マカオを含む）・韓国・ロシアの場合は原産地証明書などのご提出をお願いします。

商品名	あさり、うに、さるとりいばらの葉、まつたけ、しじみ、ずわいがに、毛がに、赤貝、えび、うにの調製品、なまこの調製品、ひらめ、かれい、たこ、はまぐり、あわび
-----	--

- その他の商品やその他の地域についても同様の確認をお願いする場合があります。

(2) 北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出および仲介貿易取引

2 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」

最終的な資金の受取人および受取人の実質的支配者の中に北朝鮮居住者（個人・法人）が含まれる支払い（人道目的かつ10万円以下の場合を除く）

3 北朝鮮・イランの「資金使途規制」

- 「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われる取引
- 「イランの核活動に関連する活動」に寄与する目的で行われる取引

4 ロシア関連（※）の「資産凍結等の措置」（「支払規制」・「資本取引規制」）

- (1) 外務省告示による資産凍結等措置の対象者との間の支払等、資本取引等
- (2) 外務省告示による資産凍結等措置の対象である団体により株式等を50%以上所有されている団体への支払等

※ロシア、ベラルーシ、ウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストポリ特別市、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称））

5 ロシア関連の「輸出入の制限措置」（承認制・禁止措置）

- (1) ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限り）からの全ての貨物の輸入取引
- (2) ウクライナ（ドネツク人民共和国（自称）又はルハンスク人民共和国（自称）を原産地及び仕向地とする場合に限り）との輸出入取引
- (3) ロシア・ベラルーシの特定団体への輸出等取引
- (4) ロシア・ベラルーシとの間の指定品目の輸出入取引

6 ロシア・ベラルーシ関連のその他支払等規制

- (1) ロシア政府等が発行した証券の取得又は譲渡
- (2) ロシア政府等又はロシアの特定銀行等による本邦における証券の発行若しくは募集又は当該発行若しくは募集のための役務取引
- (3) ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供
- (4) ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供
- (5) ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引又は当該者から受託する信託契約
- (6) ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築サービス・エンジニアリングサービスに係る役務取引
- (7) ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資
- (8) ロシア法人等及びロシア法人等を実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資
- (9) 上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油又は石油製品の購入又は輸送等に関連する金銭貸付契約又は債務保証契約あるいは役務取引（信用状の発行等）

- 北朝鮮・イラン・ロシア関連以外の第三国への送金などであっても、これらの国に関連すると思われる場合は、詳細な確認を行う場合があります。
- 直接的な送金人や受取人に加えて、その実質的な支配者や取引関係者、関係地域が規制対象となる場合も、同様の確認を行うこととなります。
- 上記の国・地域を含む全ての国・地域とのお取引においても、それが資産凍結等措置の対象者が関係するものであれば、たとえ対象者以外（第三者）の名義でのお取引であっても規制の対象となります。

上記内容は作成時点のものであり、今後、通達などにより変更となることがあります。
詳しくは、窓口でお問い合わせください。

北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起

財務省、外務省、警察庁、経済産業省から、「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」が公表されています。北朝鮮の IT 労働者が日本人になりすましてオンラインのプラットフォーム等を利用することにより、ソフトウェア開発などの業務を受注し、その報酬を北朝鮮に送金している可能性があるとして、日本企業に対し注意が呼び掛けられています。北朝鮮 IT 労働者に対して業務を発注しサービスの提供対価を支払う行為は、直接・間接の取引にかかわらず、外為法等の国内法や海外の規制等に違反・抵触する恐れがありますのでご注意ください。

詳細につきましては、次の財務省ホームページをご確認ください。

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20240326.html